

令和3年（2021年）5月28日

保育施設利用保護者 様

横須賀市長 上地 克明

## まん延防止等重点措置期間の延長について

現在、令和3年5月12日から5月31日まで、本市においてまん延防止等重点措置が適用されていますが、6月20日まで延長されることとなりました。

本市の保育施設においては、延長期間もこれまでと同様に感染症対策を徹底し、原則開所の方針に変更ありませんので引き続き以下のとおりご留意いただき、感染拡大防止にご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

### 1 登園前の健康状態の確認と衛生管理

登園前の検温を実施し、発熱・風邪症状がある場合は、保育施設に状況を報告し、通園を控えてください。

家庭での手洗い、うがいの徹底に加え、保育施設の入退出時に手指の消毒・マスクの着用等をお願いします。

### 2 子どもまたは家族に感染が疑われる場合の報告

症状や濃厚接触により感染が疑われる場合やPCR検査等を受診することになった場合は、検査結果を待つことなく、在籍する保育施設に早めに連絡してください。

※児童が感染、または濃厚接触者と判定され出席停止となった場合、保育料は日割りして減免されます（給食費の減免はありません）。

### 3 保育施設の利用について

人の移動と、人と人との接触機会を抑制するため、引き続きご家庭での保育が可能な場合等は、保育施設の必要最小限の利用にご協力をお願いします。

※保育料、給食費等の日割りによる減免はありません。

（問い合わせ先 横須賀市 保育課 046-822-9728）